

自動販売機設置仕様書（入札No.26 産業振興部公営競技事務所事業課）

1 貸付場所及び貸付面積（設置台数）

物件番号	財産名	所在地	貸付場所	貸付面積	台数
1～11	いわき平競輪場	いわき市平谷川瀬字西作1	メインスタンド内	縦10.0m×横10.0m (10.0㎡)	10台
	いわき平競輪場郡山場外車券売場	郡山市方八町一丁目293-2	1階及び2階特別観覧席内	縦6.0m×横6.0m (6.0㎡)	6台

※貸付面積には放熱余地・回収ボックス設置部分を含む。

2 貸付期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（3年間）

3 設置する自動販売機の条件及び設置場所を借り受ける者（以下「設置事業者」）の遵守事項

（1）販売機の仕様について

- ア 消費電力量の低減に資する技術を有した機種を導入に努めること。
- イ ユニバーサルデザイン対応、ロケーション対応等に対応する機種を導入に努めること。

（2）販売機の設置、使用上の注意について

- ア 設置に当たっては、据付面を十分に確認したうえで、安全設置すること。
- イ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続きを行うこと。
- ウ 自動販売機に併設して、原則として自動販売機1台に1個の割合で回収ボックスを設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。
- エ 偽造通貨又は偽造紙幣の使用及び盗難等の犯罪の防止に努めること。

（3）自動販売機の設置及び管理、故障対応

- ア 設置事業者は、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及びつり銭の補充ならびに自動販売機内部、外部及び設置場所周辺の清掃等を行うものとする。
- イ 設置事業者は、専門技術サービス員による保守業務を随時行って維持に努めるほか、自動販売機には故障時等の連絡先を明記し、故障、問合せ並びに苦情について即時対応するものとする。
- ウ 商品の搬入や使用済みの容器の搬出に関する時間や経路については、市（財産管理者）の指示に従うとともに、作業に従事するものに名札を着用させる。
- エ 設置事業者は、使用済み容器の回収及び処理を行い、処理に当たって、容器包装リサイクル法等、関係法令に基づき適切に行うものとする。

（4）販売実績の報告

設置事業者は、1年度間の販売実績（自販機1台ごとの販売本数・金額）を集計し、翌年度5月末日までに財産管理者に販売実績報告書（任意の書式で可）を提出すること。

（5）用途の限定

貸付物件は、自動販売機設置以外の用途に使用してはならない。

4 販売品目等

（1）販売品目

清涼飲料水（紙容器）とする。
ただし、管理部門設置自販機については、清涼飲料水（紙容器等・缶・ペットボトル）とする。

（2）価格

希望小売価格以下の価格とすること。

5 貸付料

落札価格とする。

6 光熱水費

光熱水費は、設置事業者が自ら設置した計量器により計測した使用料に基づき算定した額とし、貸付料とは別に徴収する。

（上記の方法により難しい場合は、定格消費電力等から算出した金額等）

7 販売手数料

徴収しない

8 その他費用

（１）自動販売機の設置・管理・撤去に要する費用は設置事業者の負担とする。

（２）電気等の使用料を計測するための計量器の設置、維持管理及び撤去に要する費用は、設置事業者の負担とする。

9 貸付場所の返還

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、現状に回復して市（財産管理者）の確認を受けること。

10 事故対応

市の責による事由による場合を除き、設置事業者がその責を負う。

11 盗難・破損

（１）商品等の盗難及び破損について、市はその責を負わない。

（２）設置事業者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損した時は、自らの負担により速やかに復旧すること。

貸付け場所に関する概要

入札No.	26（産業振興部公営競技事務所事業課）〔物件番号 1～11〕
財産名	いわき市営いわき平競輪場、郡山場外車券売場
所在地	いわき市平谷川瀬字西作 1 外 1
貸付け場所	メインスタンド 外
設置台数	16 台
貸付面積	縦1.0m×横1.0m×16台（16.0㎡）
開庁時間	午前10時から午後5時まで（ナイター開催時午後9時まで）
職員数	17名（その他従事員、整理員、JKA、選手会、委託業者あり）
来庁者数	約69,000／月
販売実績	約12,338,000円／年額（令和6年度の実績）
自動販売機の 現在の設置状況	設置中
売店の現在の 設置状況	設置なし
管理者	産業振興部公営競技事務所事業課総務係
備考	

配 置 図

※別紙のとおり